



資料8

# 型について

平成28年10月  
中小企業庁

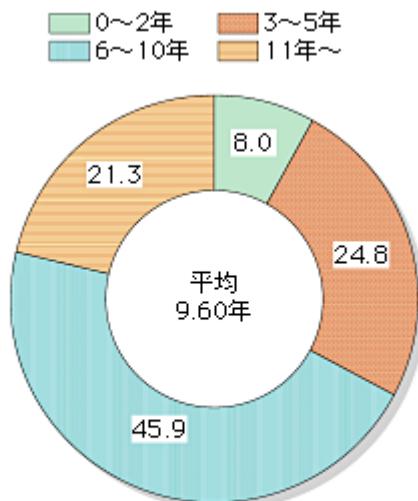
# 型の保管費用の負担について

- 型保管の平均は9.60年であり、我が国の中⼩製造業が法定耐用年数※をはるかに超える期間に渡り、型の保管を行っている。

※「プレスその他の⾦属加⼯用⾦型、合成樹脂、ゴム又はガラス成形用⾦型及び鋳造用型」の法定耐用年数は、2年と定められている。

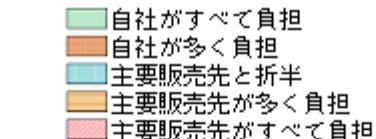
- 型の保管費用の全額を負担している中⼩企業が全体の73.0%を占めている。

型の保管期間



資料：みずほ総合研究所(株)「企業間取引慣行実態調査」  
(2006年11月)

型の保管費用の配分



資料：みずほ総合研究所(株)「企業間取引慣行実態調査」  
(2006年11月)

(注) 主要販売先とは、直近の決算で最も販売額の多い販売先を指す。

※参考：中小企業白書2007年版  
第3部第2章第3節 生産後の取引条件

## 第2章 取引事例に係る主な意見と関連法規等に関する留意点及び目指すべき取引方法

### 5. 補給品の支給価格・型保管費用の負担

#### 5－2. 保管費用の負担

##### （2）関連法規等に関する留意点

鋳造、鍛造、金属プレス等に必要となる金型、木型、その他の型（以下「型」という。）の所有者は、発注者である場合と受注者である場合の二通りであるが、いずれにしても、量産後の補給品の支給等に備えて発注者が受注者に対し、型の保管を要請することがある。

下請法の適用対象となる取引を行う場合、発注者が受注者に対して、長期間にわたり使用されない型を無償で保管させ、また、当初想定していない保管に伴うメンテナンス等を発注者的一方的な都合で行わせることは、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に当たり、問題となる（下請法第4条第2項第3号）。また、発注者が、自己的一方的な都合で自己の大量の型保管を受注者に無償で求めたため、受注者が量産終了から一定期間が経過した型について廃棄の申請を行ったにもかかわらず、発注者が「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、実質的に受注者に無償で型を保管することを認め続けることは、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に当たり、問題となる。

なお、下請法の適用を受けない取引においても、同様の行為を行った場合、「優越的地位の濫用」に当たり、独占禁止法上の問題となるおそれがある。

また、消費税の引上げのタイミングで、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる代わりに、発注者の型の保管やメンテナンスを受注者が無償で行うことを要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上の「利益提供の要請」に当たり、問題となる（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号後段）。

# 素形材産業取引ガイドライン（平成28年5月改訂版） 抜粋

## （3）目指すべき取引方法

- 量産終了後の補給品支給のための型保管は、受注者にとっては管理コスト等の面で大きな負担となっている。前述の補給品同様、型の保管についても、量産開始前の当初の契約時点で、以下の項目についてあらかじめ合意し、明確に定めておくこと。
  - ・所有権の帰属
  - ・保管費用に関する考え方（別途支払、一括支払 等）
  - ・保管義務が生じる期間（例：①量産終了後、○年、②○ショットに達した場合、③月産数量が○個以下になってから○年、④法定耐用年数経過後から○年 等／保管義務の解除要件）
  - ・保管義務期間を超えた後の型の扱い（返却又は廃棄（廃棄の場合は廃棄費用負担者の決め）することが原則。受注者に引き続き保管を求める場合は、保管期間に要する費用（保管費、メンテナンス費等）に関する十分な協議を行うこと。）
  - ・保管義務期間内であっても一定期間発注がない場合の対応
  - ・型の扱いに関する責任者、申請等の窓口
- 取引が多段階にわたる場合、サプライチェーンの川上に位置する受注者が直接の取引先である発注者に型の引取り又は破棄を要請しても、当該発注者はさらにその先のサプライチェーンの川下に位置する発注者から当該製品の製造終了の見通しに関する情報を得られないと、要請に応えて現状を変更することは一般に困難であることから、川下に位置する発注者ほど、型保管の必要性について十分な情報提供及び考慮をすること。
- 現に保管されている補給品供給用の型については、受注者と発注者双方の協力の下で、型の所有権の所在、廃棄等の申請の方法（責任者、窓口等）を明確にすること。また、発注者は受注者に対して引き続き型を保管させる場合には、型の保管に係る費用であることを明確にした上で、発注者は受注者に当該費用を支払うこと。
- 発注者は、型の返却及び廃棄について受注者より申し出があった場合には、誠意を持って迅速に対応すること。
- 関連する業界団体においては、独占禁止法上の問題が生じないよう留意しつつ、既述の項目を網羅した標準的な契約モデルを作成すること。また、廃棄等の申請がなされた場合の回答について、関連する業界団体において、サプライチェーン上の位置づけも考慮した適正な回答期間を取り決めることが望ましい。

# 下請代金支払遅延等防止法

## Q&A 「不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）」

Q：部品の製造を委託している下請事業者に対し、当社が所有する金型の保管を委託しているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

A. 金型の製造を委託した後、親事業者が所有する当該金型を下請事業者に預けて、部品等の製造を委託している場合に、部品等の製造を大量に発注する時期を終えた後、親事業者が下請事業者に対し部品の発注を長期間行わない事態となることがある。このような場合に、親事業者が自己のために、その金型を下請事業者に無償で保管させると、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

※下請取引適正化推進講習会テキスト（平成27年11月作成）65頁より

## 過去の指導事例「不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）」

自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

※平成24年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（平成25年5月公正取引委員会）より

# 大企業ヒアリングの結果（平成28年6月、8月）

好事例	課題事例
<p>一定の金型について処理する仕組みを作り、適切に廃棄、自社保管、又は保管料支払を行っている。</p> <p>①補給品グループを立ち上げ「過去4年以上使用実績がない金型」は廃却を検討している。（廃却検討ルールを明確化） ②数万型の大半を自社に引上げ、残り数千型は保管料を負担している。 ③計画的に型の廃棄に取組み、1次サプライヤーも含め大幅な削減（数十万型について10年で数十%削減）を実現した。 ④型の廃棄ルールを策定しており、保管料を支払っている。（あるいは、補給品の価格に型の保管費用相当も上乗せしている。） ⑤廃却ルールを設け、伺いがあれば一月以内に回答している。保管費用も負担している。 ⑥メーカーも型の削減、廃却の活動は積極的に進めており、当社も相応程度削減してきている。 ⑦一年以上使用していない型は廃棄検討の対象。システムで発注状況はわかる。 ⑧下請ガイドラインに基づく総点検を実施し、当社から取引先に貸与している金型について、本年度から保管料を支払うこととした。 ⑨3年間稼働実績の無い型は廃棄の検討をする社内ルールがある。近年、その徹底が進んでいる。 ⑩型については、顧客に対して「生産中止後15年間は部品を供給する」と約束しているものであるため、長いものでは40年近く型の保管が必要となるが、保管料の支払いや、廃棄費用負担などについては取り決めを行っている。 ⑪量産的な製品はモデルチェンジ（4年）+サービス期間（7年）で11年。使っていない型は原則引き上げて当社で保管・廃棄。</p>	<p>ルールが明確ではない。サプライチェーン全体での取組が必要。</p> <p>①完成車メーカー、部品メーカーなどサプライチェーン全体で取り組まないと、自社だけでは難しい。 ②トラック関係では保管期間が20年近いものもある。 ③金型だけでなく、専用の治具で長期間保管しているものもある。 ④自動車メーカーに型廃棄を申請しても、企業によって対応にばらつきがある。 ⑤部品を一定数作りたいておいて、金型を廃却することも考えられるが、実際には組み立てのための専用の治具も必要であり、簡単ではない。 ⑥金型の定期廃棄はできておらず、課題があるのが実情。当社も、頭を悩ませており、ルール化に向けて社内で検討をしている最中。海外に同じ型があれば廃棄できるかもしれないが、根本的な解決にはならない。</p>

※参考：下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議

- ・平成28年6月28日第6回 会議資料 1別紙
- ・平成28年8月19日第7回 会議資料 2別紙